

小田原市保健センター及び小田原市生きがい
ふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務

優先交渉権者選定基準

令和6年6月

小田原市

1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

優先交渉権者選定基準は、小田原市（以下、「市」という。）が、小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務（以下、「本業務」という。）について、本業務の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、公平性及び透明性を確保し、客観的に評価を行うための方法及び基準を示すものです。

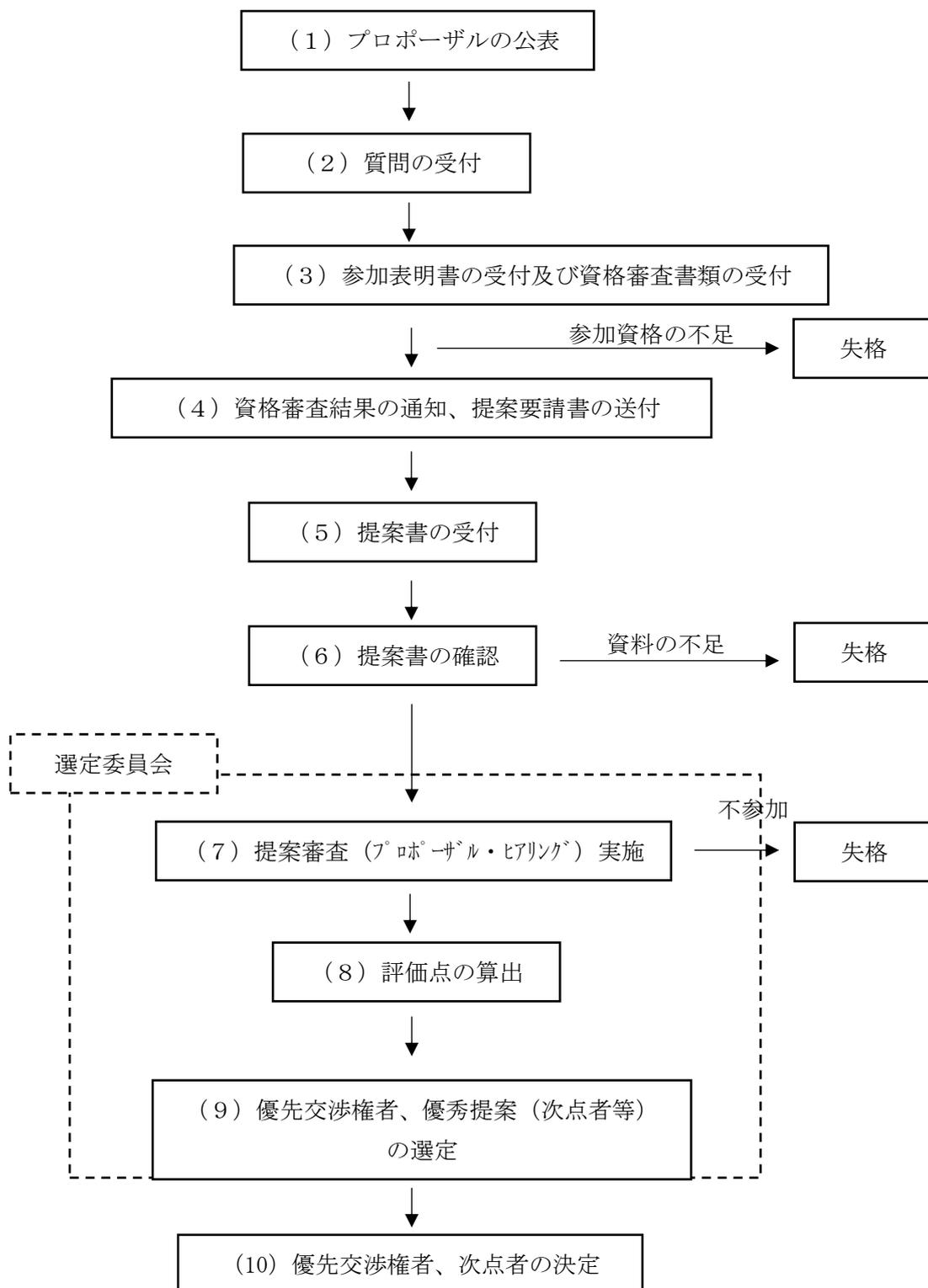
2 総則

本業務を実施する優先交渉権者の募集及び選定は、公平性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により実施します。市は、プロポーザル参加資格を審査する参加意向申出書、及び本業務の提案書について評価を行います。また、プロポーザル参加者から提出された提案書は、公平性及び透明性を確保し、客観的な評価を行うことを目的に、小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において評価を行います。

3 優先交渉権者選定の手順

(1) 優先交渉権者選定までの流れ

優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりです。



(2) 選定の手順

ア プロポーザルの公表

イ 質問の受付

プロポーザル参加希望者から「実施要領」、「優先交渉権者選定基準」等、プロポーザルに係る質問を受け付けます。

ウ 参加意向申出書の受付

プロポーザル参加希望者から本業務に対するプロポーザルの参加意向の申出書を受け付けます。

エ 参加資格確認結果の通知、提出要請書の送付

プロポーザル参加希望者から受け付けた参加表明書等により、プロポーザル参加資格の審査を行い、その結果をすべてのプロポーザル参加者にそれぞれ通知します。参加資格を認められたプロポーザル参加希望者に対しては、提案要請書を送付します。

オ 提案書の受付

プロポーザル参加希望者から提案書を受け付けます。

カ 提案書の確認

プロポーザル参加希望者から提出された提案書等について、実施要領等で求めた必要書類がすべて提出されていることを確認します。書類不備の場合は、失格となりますが、軽微な書類不備等の場合は、この限りではありません。

キ 提案審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の実施

(ア) 場所

小田原市役所（予定）

※場所、時間等の詳細は、資格審査結果の通知と併せて示すものとします。

(イ) 準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象の事業者が準備することとします。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前5分程度とします。なお、スクリーン・プロジェクタは市で準備します。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書のプレゼンテーション20分、ヒアリング20分で行うものとします。

(エ) プレゼンテーションの出席者

- ・5名までとし、プレゼンテーションを行った者を本業務の担当とします。
- ・出席者リスト（任意様式）を提案審査の前日までに小田原市福祉健康部健康づくり課保健医療係へメール又はFAXで提出することとします。また、送付後、小田原市福祉健康部健康づくり課保健医療係に必ず電話で受信確認を行うこととします。

ク 評価点の算出

各プロポーザル参加者の提案内容及びヒアリングに基づき評価を行い、評価点を算出します。

ケ 優先交渉権者の選定

同一の評価の着眼点において、選定委員の2人以上で「F（不適合）」がなく、かつ、評価点合計が120点(60%)以上であるプロポーザル参加者の内、総合計の評価点数が最も高いプロポーザル参加者を優先交渉権者として選定し、次に、順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。優秀提案の中で総合計の評価点数が高いプロポーザル参加者を次点者として選定します。

なお、提案審査に進んだものが1者であった場合には、同一の評価の着眼点において、選定委員の2人以上で「F（不適合）」がなく、かつ、評価点合計が120点(60%)以上であれば、当該提案者を「優先交渉権者」とします。

コ 優先交渉権者の決定

選定委員会の選定結果を受け、審議の上、優先交渉権者及び優秀提案の中から順位の高い次点者を決定します。

- (ア) 優先交渉権者及び次点者に決定されたプロポーザル参加者には、その旨を書面にて通知します。
- (イ) 優先交渉権者及び次点者に決定されなかったプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知します。
- (ウ) 優先交渉権者に決定されなかったプロポーザル参加者は、審査の結果を通知した日の翌日から7営業日以内に任意の書面により市に説明を求めることができます。

4 評価点の内容

(1) 評価点の配点方針

評価点は、本業務の目的である熱源等の改修を、関係団体等との円滑な調整の上で、施設機能を途切れさせることなく、効率的に行うにあたり、選定事業者を求める事項の必要性、重要性を基に配点しています。

(2) 評価方法

ア 提案書評価

(ア) 評価項目及び配点

下記「評価項目及び配点表」参照。評価点は各委員の評価点の平均とします。

イ 価格点

提案価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を採点します。

(ア) 事業者のうち価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である20点を付与します。

(イ) その他の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該事業者の提案価格との比率により算出します。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めます。

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

ウ 失格基準

評価点合計が120点（60％）に達しない者は、失格となります。また、同一の評価の着眼点において、選定委員の2人以上で「F（不適格）」がある者も失格となります。

(3) 選定方法

選定委員会は、総合計の評価点数が最も高いものを優先交渉権者、次に高いものを次点交渉権者として選定します。

(4) 評価項目及び配点表

評価点の評価項目と配点は、次のとおりです。

評価項目	評価の着眼点	主な評価の視点	評価点	
事業遂行能力	実施体制	企業実績、財務状況	20	20
業務実施方針	課題認識・スケジュール	業務の課題認識と適切かつ効率的なスケジュールの構築	30	30
業務実施手法	提案の具体性	課題を踏まえつつ環境省交付金活用を見据えた具体的な提案がなされているか	20	80
	業務実施の工夫	環境省交付金への深い理解があり、業務遂行のための工夫がなされているか	20	
	維持管理への配慮	維持管理を見据えた提案がなされているか	20	
	独自提案	独自・追加の提案がなされているか	20	
環境配慮	CO ₂ の排出削減	CO ₂ 削減効果の高い提案がなされているか	20	20
地域貢献・社会貢献	SDGsの取組	SDGs達成に向けた取組がなされているか	10	30
	市内事業者の活用	市内事業者の積極的な活用がなされているか	20	
価格評価			20	20
評価点合計			200点	
			民間提案制度の提案事業者へのインセンティブ	20
			民間提案制度の提案事業者の総合計	220点

※本事業は小田原市民間提案制度で採用された提案を市と事業者が協議し、事業化に至ったものであり、その提案者が本プロポーザルに参加し、「4(2)ウ 失格基準」に該当しない場合に、評価点合計の配点(200点)の10%(20点)を加点します。

(5) 評価点の得点化方法

評価点については、評価の着眼点ごとに評価し得点化した上で、付与した各得点を合計し、算出します。各評価の着眼点については、絶対評価によりAからFまでで採点し、各ランクの評価基準及び得点化方法は、次表のとおりとします。

採点	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が極めて優れている	配点×1.0
B	提案内容が優れている	配点×0.8
C	提案内容がふつうである	配点×0.6
D	提案内容がやや劣る	配点×0.4
E	提案内容が劣る	配点×0.2
F	不適格	配点×0.0